

○宇城市総合政策審議会条例〔企画課〕

令和7年3月17日

条例第14号

(設置)

第1条 市政の計画的な推進と効率的な運営を目指すため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、宇城市総合政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 総合計画の策定及び進捗管理に関する事項
- (2) 総合戦略の策定及び進捗管理に関する事項
- (3) 土地利用構想に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 住民を代表する者
- (3) その他市長が適当と認めた者

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市長政策部企画課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(宇城市総合計画審議会条例及び宇城市国土利用計画審議会条例の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 宇城市総合計画審議会条例（平成17年宇城市条例第190号）
 - (2) 宇城市国土利用計画審議会条例（平成17年宇城市条例第212号）
(宇城市附属機関設置条例の一部改正)
- 3 宇城市附属機関設置条例（平成23年宇城市条例第10号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略